

議案等資料 (補正予算資料)

令和 3 年 第 4 回 定例会

議案第 66 号

令和 3 年度 一般 会計

補正予算 第 11 号

課かい名 子育て支援課

歳入歳出予算

歳出 予算説明書 6.7 ページ

科目	款	項	目	事業1	事業2
	3	2	1	2	4

事業名 子育て世帯への臨時特別給付金支給事業

補正額 384,960 千円

歳入(1) 予算説明書 4.5 ページ

科目	款	項	目	節	細節
	15	2	2	3	8

細節名 子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費補助金

補正額 380,000 千円

歳入(2) 予算説明書 4.5 ページ

科目	款	項	目	節	細節
	15	2	2	3	9

細節名 子育て世帯への臨時特別給付金給付事務費補助金

補正額 4,960 千円

歳入歳出予算以外

予算書 ページ

補正の理由

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた子育て世帯を支援する取り組みの一つとして、臨時・特別の一時金を支給するもの。

説明

歳出 (補助率10/10)

子育て世帯への臨時特別給付金支給	380,000,000円
システム改修等事務費	4,960,000円

歳入

子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費補助金	380,000,000円
子育て世帯への臨時特別給付金給付事務費補助金	4,960,000円

1 事業名 子育て世帯への臨時特別給付金支給事業

2 事業概要

(1) 歳入 384,960千円

- ・国庫支出金（子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費補助金） 380,000千円
- ・国庫支出金（子育て世帯への臨時特別給付金給付事務費補助金） 4,960千円

(2) 歳出 384,960千円

(3) 補正予算の内容

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた子育て世帯を支援する取り組みの一つとして、臨時・特別の一時金を支給するもの。

（支給対象者）

令和3年10月に支給した児童手当の児童数により、本給付金の対象児童数を算出。

- ①本市より令和3年9月分の児童手当（本則給付）の支給を受けている者（対象児童数5,200人）
- ②本市在住の公務員で、勤務先より令和3年9月分児童手当（本則給付）の支給を受けている者（同960人）
- ③令和3年10月1日から令和4年3月31日までに出生し、児童手当（本則給付）の支給を受ける者（同210人）
- ④平成15年4月2日から平成18年4月1日まで（高校生相当）に出生した者を父母等が監護しており、監護者が児童手当（本則給付）相当の者（同1,230人）

（支給金額）

児童一人あたり50,000円

3 支給方法

- (1) ①の者については、給付金の案内を送付し、辞退の申し出がない限り児童手当の支給口座へ振り込む。
- (2) ②、③、④の者については、市への申請を受け振り込む。

4 支給時期

- (1) ①の者については、令和3年12月中に支給予定。
- (2) ②、③、④の者については、申請受付後、令和4年1月以降随時支給。

Ⅲ. 未来社会を切り拓く「新しい資本主義」の起動

2. 分配戦略 ～ 安心と成長を呼ぶ「人」への投資の強化 ～

（2）公的部門における分配機能の強化等

②「こども・子育て支援」の推進

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化しその影響が様々な人々に及ぶ中、子育て世帯については、我が国の子供たちを力強く支援し、その未来を拓く観点から、児童を養育している者の年収が960万円以上（注1）の世帯を除き、0歳から高校3年生までの子供たち（注2）に1人当たり10万円相当の給付を行う。具体的には、子供1人当たり5万円の現金を迅速に支給することとし、その際、中学生以下の子供については、新型コロナウイルス感染症対策予備費を措置し、児童手当の仕組みを活用することで、「プッシュ型」で年内に支給を開始する。

（注1）扶養親族等が児童2人と年収103万円以下の配偶者の場合の目安。

（注2）平成15年4月2日から令和4年3月31日までの間に出生した児童。